|  |
| --- |
| 収入印紙貼付欄 |
|  1万円 未満のもの 100万円 以下のもの 200万円 〃 300万円 〃 500万円 〃 1,000万円 〃 5,000万円 〃 1億円 〃 5億円 〃 10億円 〃 50億円 〃 50億円 を超えるもの 契約金額の記載のないもの | 非課税200円400円1,000円2,000円10,000円20,000円60,000円100,000円200,000円400,000円600,000円200円 |

ESCOサービス契約書

|  |
| --- |
| 契約番号　　　　第　　　　　　号 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 改修工事等サービス料 |  |  | 十億 |  |  | 百万 |  |  | 千 |  |  | 円 |
| うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 省エネルギーサービス料（年度別支払限度額） |  |  | 十億 |  |  | 百万 |  |  | 千 |  |  | 円 |
| うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 履行期間 | 〇　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで〇　契約後　　　日 |
| 履行場所 |  |
| 保証事項 | 〇　契約保証金　　　　　　円　　〇　履行保証保険　　　　 〇　免除 |
| その他 |  |

　上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発注者 | 大阪市契約担当者 | 　　　　　　　　　　　印 |
|  |  |  |
| 受注者又は、共同企業体.受注者(代表者) | 住所又は事務所所在地商号又は名称氏名又は代表者氏名 | 印 |

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、包括的エネルギー管理計画書（以下「管理計画書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）中行い、発注者は、ESCOサービス料を支払うものとする。

３　発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第７条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この契約書若しくは管理計画書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、管理計画書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

８　この契約書及び管理計画書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

１０　この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（定義）

第２条　この契約において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 改修工事等

省エネルギーサービスを提供するために必要とする、受注者が行う改修工事の設計、施工及びシステム開発等をいう。

 (2) 省エネルギーサービス

受注者が発注者に対して行う、ESCO設備の運転管理、維持管理及び計測・検証、運転管理指針に基づく助言に基づき、電気、ガス、水の使用量の削減を保証するサービスをいう。

 (3) ESCOサービス

　　省エネルギーサービス及び改修工事等をいう。

 (4) ESCO設備

改修工事等により受注者が設置した設備機器をいう。

(5) ベースライン

ESCOサービスによる削減効果を算出する際の基準となる、ESCOサービス開始前の電気、ガス、水各々の平均的な１年間の使用量をいう。

(6) ベースライン金額

　　電気、ガス、水各々のベースラインに、管理計画書で定める各々の単価を乗じて算出される金額をいう。

(7) ESCOサービス料

　　 改修工事等サービス料及び省エネルギーサービス料をいう。

(8) 改修工事等サービス料

受注者が、本ESCO事業の提案公募において提出した提案書において提案した、改修工事等サービス料をいう。

(9) 省エネルギーサービス料

省エネルギーサービス期間中に、各年度において発注者が受注者に支払う１年分の金額をいう。

(10) 省エネルギーサービス料（年度別支払限度額）

受注者が、本ESCO事業の提案公募において提出した提案書において提案した、省エネルギーサービス料の限度額をいう。

 (11) ESCOサービス料総額

省エネルギーサービス料（年度別支払限度額）に省エネルギーサービス期間に係る年数を乗じた額に改修工事等サービス料を加えた額をいう。

 (12) 削減予定額

受注者が提案書で示した、ESCOサービスに基づき予定する光熱水費の削減額をいう。

 (13) 削減保証額

削減予定額のうち受注者が発注者に対し削減を保証する額をいう。

 (14) 運転管理指針

ESCO設備の運転管理方法及び履行場所のエネルギー消費並びに水使用の変動に関連する履行場所に設置されているESCO設備以外の設備の運転管理方法を示したものをいう。

 (15) 管理計画書（包括的エネルギー管理計画書）

ESCOサービスに関するすべての計画を示す書類をいい、主な構成は下記のとおりである。

・改修工事等の設計書、管理計画書、施工図、工程表、各種許認可等の関連書類、改修工事費内訳明細書、計測機器設置費内訳明細書

・省エネルギー効果

・光熱水費の削減予定額、光熱水費の削減保証額、実削減額の算出方法、ESCOサービス料の支払額の計算方法

・ベースラインの計算方法、ベースラインの変動要因、ベースラインの調整方法

・ESCOサービス料の支払い方法

・監督職員及び業務責任者の職務

・維持管理計画及び維持管理費内訳明細書

・運転管理計画及び運転管理費内訳明細書

・計測・検証計画及び計測・検証費内訳明細書

・緊急時対応方法

・省エネルギーサービス報告書の記載内容

・検査方法

(16) 予想されるリスクと責任分担

発注者が本事業の募集要項等一式として公開した別添資料のひとつであって、本事業における発注者と受注者の責任分担を記載したものをいう。

（指示等及び協議の書面主義）

第３条　この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（法令上の責任等）

第４条　受注者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）の規定を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督職員）

第６条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

２　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、管理計画書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

　(2) この契約書及び管理計画書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3)　この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4)　業務の進捗の確認、管理計画書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

３　発注者は、２名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める書面の提出は、管理計画書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（業務責任者）

第７条　受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

２　業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、ESCOサービス料の変更、履行期間の変更、ESCOサービス料の請求及び受領、次条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（特定個人情報を取扱う者）

第７条の２　受注者は、業務の履行において、特定個人情報を取扱う場合には、特定個人情報を取扱う者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

（業務責任者等に対する措置請求）

第８条　発注者は、業務責任者、受注者の使用人又は第１０条の２第１項に規定する再委託先等がその業務を実施するにつき著しく不適当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（ESCOサービス料内訳書及び業務工程表の提出）

第９条　受注者は、この契約締結後１４日以内に管理計画書に基づいてESCOサービス料内訳書（以下｢内訳書｣という。）及び業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この契約書の他の条項の規定により履行期間又は管理計画書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

４　内訳書及び業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（再委託の制限）

第１０条　受注者は、業務の全部を一括して、又は管理計画書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が管理計画書において指定した部分を再委託してはならない。

３　受注者は、業務の一部（発注者が管理計画書において指定した軽微な部分を除く。）を再委託しようとする場合は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

４　発注者は、受注者に対して、再委託先事業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

５　受注者は、再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。

（再々委託等の制限）

第１０条の２　受注者は、前条第３項の規定により再委託した業務の全部を一括して、再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。

２　受注者は、業務の一部（発注者が管理計画書において指定した軽微な部分を除く。）を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等について書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

３　受注者は、再々委託等先事業者の再々委託等に係る業務の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。

（履行期間）

第１１条　履行期間のうち、改修工事等の期間については、契約日から令和 年 月 日までとし、省エネルギーサービス期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（削減予定額及び削減保証額）

第１２条　削減予定額は、金 , , 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

２　削減保証額は、金 , , 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（ベースラインの設定）

第１３条　ベースラインは次に掲げるとおりとする。

(1) 電気 kWh

(2) ガス ㎥

(3) 水 ㎥

２　発注者及び受注者は、相手方の承諾なしにベースラインを変更することはできない。

（ベースラインの調整）

第１４条　気象の大幅な変動、履行場所の機器の稼動状況あるいは履行場所の運転管理方法等に著しい変更が生じたときは、発注者又は受注者は合理的な根拠を示す資料を作成し、前条の規定にかかわらず、相手方に対し、ベースラインの調整を求めることができる。

２　消費税率、固定資産税率の変更又は新税が導入されたときは、前項の規定に定める手続きを経ることなく、発注者又は受注者は、ベースライン金額を調整することができる。

３　前項の規定にかかわらず、変更又は導入の対象となる税制が法人税等の収益目的税に関するものであるときは、受注者は、ベースライン金額の調整をすることができない。

４　ベースラインの調整方法の詳細については、管理計画書に示すとおりとする。

（業務の内容）

第１５条　受注者は、ESCOサービスとして、管理計画書に基づき次に定める業務を遂行する。

　(1) 改修工事等

　　　イ　受注者は､自己の負担において、改修工事等の期間に改修工事に着工し完了する。

　(2) 業務報告書の作成

　　　イ　省エネルギーサービス期間中、サービスの開始日以降３か月ごとに、省エネルギーサービス四半期報告書を作成し、当該四半期最終日の翌日から１４日以内に発注者に提出する。

　　　ロ　受注者は、各年度第４四半期に、前イに規定する省エネルギーサービス四半期報告書に代え、省エネルギーサービス年度報告書を作成し、第４四半期最終日の翌日から１４日以内に発注者に提出する。

　(3) 運転管理等

　　　イ　受注者は、発注者との協議により、あらかじめ発注者の承諾を受けた運転管理指針に基づく運転管理を行うものとする。

　(4) 維持管理等

　　　イ　受注者は、発注者との協議により、あらかじめ発注者の承諾を受けた維持管理計画書に基づく維持管理を行うものとする。

（受注者の義務、事故等の報告義務）

第１６条　受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこれを履行しなければならない。

２　受注者は、改修工事等を行うに当たって、履行場所における発注者の業務運営及び施設管理に支障をきたさないよう十分注意するとともに、履行場所に来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。

３　受注者は、発注者に最適な省エネルギーサービスが提供できるよう、ESCO設備の運転管理を工夫するものとする。

４　受注者は、業務の遂行中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。

５　前項の事故が、個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）の漏えい、滅失、き損等の場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。

６　第４項の事故により、以降の業務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

７　受注者は、第１９条第１項又は第２項の規定による通知を受けたときは、直ちにESCO設備の点検を行い、省エネルギーサービスの提供に支障をきたさないよう、当該ESCO設備の復旧又は調整等を行わなければならない。

８　前項により受注者がESCO設備の復旧又は調整を行う際の要した費用については、発注者がこれを負担する。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては受注者が負担する。

（発注者の負担）

第１７条　改修工事等に必要となる現場事務所並びに光熱水費、計測・検証に要する光熱水費、その他発注者が提供するものと認めたものは発注者の負担とする。

２　受注者は発注者が提供した現場事務所等は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

（改修工事等の検査及び引渡し）

第１８条　受注者は、改修工事等が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上、管理計画書に定めるところにより、業務の完了を確認するため検査を実施し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　受注者は、前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

４　第２項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　発注者は、第２項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者がESCO設備の引渡しを申し出たときは、直ちに当該ESCO設備の引渡しを受けなければならない。引渡しをもって、ESCO設備の所有権は受注者から発注者に帰属する。

６　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該ESCO設備の引渡しを改修工事等サービス料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

７　第２項の規定による検査の結果、改修工事等が管理計画書どおりでないときは、受注者は速やかに当該箇所の補修等を行うものとする。補修等の完了期限は第１１条で規定する改修工事等の完了期限とする。この場合においては、補修等の完了を改修工事等の完了とみなして前６項の規定を適用する。

８　契約期間中、発注者は､受注者の承諾なしに、ESCO設備の増設又は改造を行ったり､そのいずれかの部品の取り替え、又は撤去を行ったりしてはならない。

（発注者の通知）

第１９条　発注者は、ESCO設備の故障又は不具合を発見したときは、速やかに受注者に通知するものとする。

２　発注者は、履行場所へのエネルギー又は水の供給が中断したときは、速やかに受注者に通知するものとする。

３　発注者は、受注者の改修工事等完了日の属する月の翌月以降、毎月、受注者に対し、履行場所に係る電気、ガス、水の使用量の実績をその翌月に通知するものとする。

（履行報告）

第２０条　受注者は、管理計画書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（省エネルギーサービスの検査及び引渡し）

第２１条　受注者は、各年度の省エネルギーサービスを完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に受注者の立会いの上、管理計画書に定めるところにより、省エネルギーサービスの完了を確認するため検査を実施し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　受注者は、前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

４　発注者は、第２項の検査によって省エネルギーサービスの完了を確認した後、受注者が第１５条第２号に規定する業務報告書（以下「業務報告書」という。）の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が業務報告書を提出しないときは、省エネルギーサービス料の支払いを拒絶することができる。

６　受注者は、第２項の検査に合格しないときは、直ちに不合格事項を是正して検査職員の再検査を受けなければならない。この場合において、不合格事項の是正完了を省エネルギーサービスの完了とみなして前５項の規定を準用する。

（減価採用）

第２２条　発注者は、第１８条第７項又は前条第６項の規定に関わらず、検査の結果、当該履行内容に僅少の不備があり発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から履行が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。

（省エネルギーサービス料の算出方法）

第２３条　省エネルギーサービス料は、ベースラインからみて受注者が１年間に実現した履行場所における電気、ガス、水の使用削減量に対し管理計画書で定める個々の単価を乗じて算出された額の合計（以下「実削減額」という。）に応じ、次に掲げる方法にて算出する。ただし、計算の結果、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1)　実削減額が削減保証額以上のときは、省エネルギーサービス料（年度別支払限度額）とする。

(2)　実削減額が削減保証額未満のときは、削減保証額から実削減額を減じて得た金額を、省エネルギーサービス料（年度別支払限度額）から減じて得た金額とする。

(3)　削減保証額から実削減額を減じて得た金額を省エネルギーサービス料（年度別支払限度額）から減じて得た金額が負の場合は、金０円とする。

２　受注者は、削減保証額から実削減額を減じて得た金額を省エネルギーサービス料（年度別支払限度額）から減じて得た金額が負のときは、当該年度に要した光熱水費に削減保証額を加えた額からベースライン金額を減じて得た金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この支払額は、削減保証額から省エネルギーサービス料（年度別支払限度額）を減じた額を上限とする。

３　実削減額の算出方法の詳細については、管理計画書に示すとおりとする。

（ESCOサービス料の支払い）

第２４条　受注者は、第２１条第２項（※同条６項後段の規定により準用される場合も含む。第３項において同じ）の検査に合格し業務報告書を提出したときは、省エネルギーサービス料の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に省エネルギーサービス料を支払わなければならない。

３　発注者が、その責めに帰すべき事由により第２１条第２項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

４　受注者は、第１８条第２項の検査に合格し、ESCO設備を発注者に引き渡したときは、改修工事等サービス料の支払いを請求することができる。

５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に改修工事等サービス料を支払わなければならない。

（指定管理者との調整）

第２５条　契約書記載の履行場所を指定管理者制度により、大阪市長が指定する指定管理者に管理を代行させているとき又は代行させることになったときは、受注者は、改修工事等の工程調整、工事場所の占有、施工のための施設への立入り、維持管理のための施設への立入り、運転管理方法の決定及び運転管理指針の作成、維持管理方法の決定、緊急時連絡体制の決定等について、当該指定管理者と調整を行わなければならない。また、業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、受注者は当該指定管理者とも誠意をもって協議しなければならない。

２　契約書記載の履行場所を指定管理者制度により、大阪市長が指定する指定管理者に管理を代行させているとき、又は代行させることになったときは、第１５条第２号イ又はロに規定する報告書の内容について、受注者は、発注者及び当該指定管理者に報告する。

（発注者の作業への立会い）

第２６条　発注者は受注者に対し、必要に応じて、その作業への立会いを求めることができる。

２　前項による立会いを求める際は、発注者は受注者に対し、あらかじめ書面により通知しなければならない。

３　受注者は、発注者の立会いに協力しなければならない。

（業務従事者）

第２７条　業務に従事する受注者の従業員（以下「業務従事者」という。）の選定については、受注者が行う。

２　受注者は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

３　受注者は、業務遂行上、業務従事者が発注者の作業場所等に立ち入る場合、身分証明書を携帯させ、発注者からの求めに応じ提示させるとともに、発注者の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。

４　前２項の規定が遵守されていないと認められる場合、発注者は受注者又は業務従事者に対し、作業を中止させることができる。

５　前項による作業中止の期間は、第２項及び第３項の規定を遵守する旨を記載した書面を発注者が受注者から受理するまでとする。

（臨機の措置）

第２８条　受注者は、業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止その他の業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者がESCOサービス料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

第２９条削除

（貸与品等）

第３０条　発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、管理計画書に定めるところによる。

２　受注者は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

３　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

４　受注者は、管理計画書に定めるところにより、業務の完了、管理計画書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

５　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（著作物の譲渡等）

第３１条　受注者は、成果物が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

２　発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

３　受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

４　受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物の使用、複製、又はその内容の公表を行うことができる。

５　発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第１０条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第１２条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（受注者の秘密保持義務）

第３２条　受注者は、発注者から秘密と指定された事項及びこの契約の履行に関して知り得た発注者の秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、発注者が開示した時点で公知となった情報はこの限りではない。

２　受注者は、発注者の承諾なく、管理計画書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

３　受注者は、自己の業務従事者その他関係人について前２項の義務を遵守させるために必要な措置を講じるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に発注者の書面による承諾を受けなければならない。

４　前３項の規定は、本契約終了後も有効とする。

（個人情報等の保護に関する受注者の責務）

第３３条　受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和５年大阪市条例第５号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和５年大阪市条例第６号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

２　受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報等の管理義務）

第３４条　受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び業務を行う上で得られた受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。

２　受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

３　受注者は、第１項の記録媒体等について、本業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を書面により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。

４　受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第１項の管理記録を発注者に提出しなければならない。

５　第１項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。

（目的外使用の禁止）

第３５条　受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（外部持出しの禁止）

第３６条　受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

（複写複製の禁止）

第３７条　受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より書面による同意を得た場合はこの限りでない。

２　前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第３４条を準用する。

（個人情報等の保護状況に関する検査の実施）

第３８条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

２　受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

３　第１項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

（個人情報の安全管理義務違反に対する措置等）

第３９条　発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第６６条第２項において準用する同条第１項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第６７条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

２　発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（特許権等の使用）

第４０条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、管理計画書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権の発明等）

第４１条　受注者は、本件の業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

２　前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

（業務に係る受注者の提案）

第４２条受注者は、発注者の了解を得て、履行場所にあるESCO設備以外の発注者の既存設備等の状況について調査することができるものとする。

２　受注者は、発注者の既存設備等のより効果的な運転管理について、発注者に助言を行うことができ、発注者は、当該助言を尊重するものとする。

３　受注者は、管理計画書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき管理計画書等の変更を提案することができる。

４　発注者は、必要があると認められるときは、前項に規定する受注者の提案を踏まえ、履行期間、ESCOサービス料を含め管理計画書等の変更ができるものとする。

（条件変更等）

第４３条　受注者は、業務を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)　管理計画書、募集要項、質疑回答書、予想されるリスクと責任分担、業務に関する指示（以下この条において「管理計画書等」という。）が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合は除く。）

(2)　管理計画書等に誤謬又は脱漏があること

(3)　管理計画書等の表示が明確でないこと

(4)　履行上の制約等管理計画書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること

(5)　管理計画書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

２　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、管理計画書等の訂正又は変更を行わなければならない。

５　前項の規定により管理計画書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくはESCOサービス料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

６　発注者は、第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、管理計画書等の変更内容を受注者に通知して、管理計画書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、履行期間若しくはESCOサービス料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第４４条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくはESCOサービス料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第４５条　受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、ESCOサービス料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第４６条　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

３　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは、ESCOサービス料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第４７条　本契約書の規定に基づく履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第４５条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（ESCOサービス料の変更方法等）

第４８条　本契約書の規定に基づくESCOサービス料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者がESCOサービス料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（ESCOサービス料の変更に代える管理計画書の変更）

第４９条　発注者は、第２８条、第４０条、第４２条、第４３条、第４４条、第４６条又は第６２条の規定によりESCOサービス料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、ESCOサービス料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて管理計画書を変更することができる。この場合において、管理計画書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項のESCOサービス料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（ESCOサービス料の不払に対する業務中止）

第５０条　受注者は、発注者が第２４条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくはESCOサービス料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（債務不履行に対する受注者の責任）

第５１条　受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

２　前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、損害の賠償を請求することができない。

３　前項の規定は、第５２条第１項及び第２項に定める解除権の行使を妨げない。

４　第２項において、受注者が負うべき責任は、第１８条第２項又は第２１条第２項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

（発注者の解除権）

第５２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2)　履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3)　正当な理由なく第５１条第２項に定める追完がなされないとき。

(4) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。

(5)　コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。

(6)　前各号のほかこの契約に違反したとき。

２　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

1. 第５条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
2. 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
3. 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
4. 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
5. 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
6. 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
7. 受注者が第５７条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
8. 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
9. この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(10)　発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

(11)　監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

３　前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

（誓約書の提出）

第５３条　受注者及び暴力団排除条例第７条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第５４条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

(1) 暴力団排除条例第８条第１項第６号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(2)　 暴力団排除条例第８条第１項第７号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第５５条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、ESCOサービス料総額の１００分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

　(1)　第５２条の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）

(2)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

　(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の１００分の２０に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（契約解除に伴う損害賠償金）

第５５条の２　前条第１項又は第３項に規定する場合（前条第２項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた実際の損害額が、前条第１項又は第３項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（業務完了前の発注者の任意解除権）

第５６条　発注者は、業務が完了するまでの間は、第５２条第１項及び第２項、第５４条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者は、解除の効力発生後から契約満了までの間に相当するESCOサービス料（年度途中の解除にあっては、当該年度の解除前のESCOサービスに相当する日割りによるESCOサービス料を除く。）については賠償の対象とならないものとする。

（受注者の解除権）

第５７条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第４３条第４項又は第６項の規定により管理計画書等を変更したためESCOサービス料総額が３分の２以上減少したとき。

(2) 第４４条の規定による業務の中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3)　発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（発注者による契約解除後の処理）

第５８条　第５２条第１項又は同条第２項の規定により、この契約が解除されたときは、発注者の選択により、受注者は次のいずれかの措置を講じなければならない。

　(1)　発注者の承諾を得たうえで、ESCOサービスの履行が十分可能な新たな事業者に業務を引き継ぐ。

　(2)　受注者の負担によりESCO設備を撤去し、履行場所を改修工事等前の原状に回復する。ただし、発注者が受注者に代わってこれを行ったときは、これに要した経費を受注者が負担する。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応するESCOサービス料を受注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分ESCOサービス料は、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

４　受注者の責めに帰する理由によらない近隣住民からの要望、及び行政手続きの不備等により事業の継続が困難となったことにより契約を解除したことにより受注者に損害が発生したときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、解除の効力発生後から契約満了までの間に相当するESCOサービス料（年度途中の解除にあっては、当該年度の解除前のESCOサービスに相当する日割りによるESCOサービス料を除く。）については賠償の対象とならないものとする。

５　第５４条の規定により、この契約が解除されたときは、受注者は第１項第２号に規定する措置を講じるとともに、受注者は、発注者に損害が発生したときは、発注者に対し、その損害を賠償しなければならない。

（受注者による契約解除後の処理）

第５９条　第５７条の規定により、この契約が解除され、受注者より既履行部分に相応するESCOサービス料について請求がある場合、発注者は、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた既履行部分に相応するESCOサービス料を受注者に支払わなければならない。

２　前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　受注者は、発注者が第１項の措置を行った後、受注者にさらに損害が残るときは、発注者に対し、その賠償を求めることができる。

（解除の効果）

第６０条　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

（解除に伴う措置）

第６１条　受注者は、この契約が解除されたとき、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

２　前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第５２条又は第５４条の規定によるときは発注者が定め、第５６条又は第５７条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（一般的損害）

第６２条　業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第１項又は第２項に規定する損害を除く。）については、受注者が賠償する。ただし、その損害（管理計画書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が賠償するが、ESCO設備自体や施工方法に原因があるとき、発注者に対する受注者の運転方法の指示が不正確なとき、受注者が、発注者の使用方法が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったとき等受注者の責めに帰すべき事由に基づくときは、この限りでない。

（第三者に及ぼした損害）

第６３条　業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（管理計画書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が賠償する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　前２項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（履行遅延の場合における損害金等）

第６４条　受注者の責めに帰すべき事由により、第１１条で定める期限内に改修工事等を完了することができない場合、同条で定める開始日に省エネルギーサービスを開始することができない場合、又は第１５条第２号イ及びロで定める報告書を同号で定める期間内に発注者に提出できない場合において、発注者が履行期間後に完了する見込があると認めたときは、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。

２　前項の延滞違約金の額は、ESCOサービス料総額（第２２条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額）から第２４条に規定する支払済のESCOサービス料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、第２４条第２項の省エネルギーサービス料又は第５項の改修工事等サービス料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（不当な取引制限等に係る損害賠償金）

第６５条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約のESCOサービス料総額の１００分の２０に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1)　受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第４９条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第６２条第１項に規定する納付命令（同法第７条の２第４項又は第２０条の２から第２０条の６までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第６３条第２項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。

(2)　この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3)　確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が、示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の聴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4)　受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項しくは第９５条第１項第１号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

２　前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第３条若しくは第８条第１号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第９６条の６に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

３　第１項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金のESCOサービス料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率（民法第404条第３項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。

（賠償金等の徴収）

第６６条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日からESCOサービス料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべきESCOサービス料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（契約の保証）

第６７条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第２号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、ESCOサービス料総額の１００分の５以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　ESCOサービス料総額の変更があった場合には、保証の額が変更後のESCOサービス料総額の１００分の５に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

５　第１項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

６　第１項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

（保険）

第６８条　受注者は、管理計画書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（天災等不可抗力）

第６９条　暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、有毒ガスの発生、その他自然災害若しくは騒乱、暴動、戦争その他人為的な現象であって、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、この契約に基づく義務を履行できない場合は、発注者と受注者とが協議の上、次のいずれかによることとする。

(1) 不可抗力による状況が改善されるまで、履行不能になった発注者又は受注者の義務を一時停止し､この契約を有効なものとして継続する。

(2) 発注者又は受注者が他方に対しての義務を履行することが不可能な事態においては、10日前までに発注者は受注者に受注者は発注者に通告を行った上で、契約を終了する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第７０条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第１０条の２第２項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認及び第３７条第１項に規定する書面による同意は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約終了後の本契約の効力）

第７１条　第１条第５項から第１０項、第１０条第４項及び第５項、第３０条第４項及び第５項、第３１条、第３２条、第３４条第３項、第３５条、第３６条、第３７条、第３９条、第４０条、第５１条、第５５条、第５５条の２、第５８条、第５９条、第６０条、第６１条、第６２条、第６３条、第６４条、第６５条、第６６条、第６７条第６項、第６９条第２号及び本条の規定は、本契約終了後も有効とする。

（補則）

第７２条　この契約書に定めのない事項については、予想されるリスクと責任分担、大阪市契約規則（昭和３９年大阪市規則第１８号）及び大阪市会計規則（昭和３９年大阪市規則第１４号）に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

**暴力団等の排除に関する特記仕様書**

１　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、

大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2

号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接

関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・

原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴

力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入

契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる

者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除さ

せなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めら

れる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、

速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担

当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければ

ならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者

から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告すると

ともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかった

と認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停

止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に

協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの

不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行

日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じること

とする。

２　誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しな

ければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（●●局●●部●●課●●グループ（連絡先：06－●●●●－●●●●））に報告しなければならない。

（○○○担当は事業主管局のコンプライアンスを担当する担当名を記入）